

身近にこんなトラブルが!
かながわ消費生活

注意・警戒情報

改元^①に便乗した トラブル^②にご注意!

事例

自宅に「元号の改正による銀行法の改正により、これまでのキャッシュカードが使えなくなる。」という書類が届いた。公的な機関からの書類だと思い込んでしまい、個人情報や暗証番号を記入して返信用の封筒にキャッシュカードを入れて送ってしまった。どうしたらいいのか。

アドバイス

改元によりキャッシュカード
や預金通帳が使えなくなるこ
とはありません!



平成 → 令和

- ◆ 実在する社団法人や銀行名を名乗り「改元で法律が変わる」という書類を送ってきて、口座情報や個人情報を記入させ返送させたり、キャッシュカードと暗証番号を送らせる手口が見られます。
- ◆ 事業者団体や銀行などの金融機関が、カードの暗証番号を聞いたり、キャッシュカードや通帳を送るように指示したりすることは一切ありません。突然、電話がかかってきたり、訪問されたり、書類が届いたりしても、慌てないで、**絶対に口座情報や暗証番号等を教えたり、キャッシュカードや現金を渡さないでください。**
- ◆ おかしいと思ったら、最寄りの消費生活センターに相談しましょう。



消費生活課 ニャン吉

消費生活相談は

消費者ホットライン

☎局番なし

イヤヤ
188

(身近な消費生活相談窓口につながります。)

消費生活相談窓口のご案内

消費生活相談窓口は、事業者との商品やサービスの契約トラブル等に関する相談窓口です。

- 資格を持つ消費生活相談員が、お困りになっている状況をお聞きし、トラブルの解決に向けた助言、あっせん、情報提供、より適切な相談機関の紹介などを行っています。
 - 県が設置する消費生活相談窓口「かながわ中央消費生活センター」のほか、お住まいの地域にも消費生活相談窓口が設置されています。
 - 身近な相談窓口の電話番号が分からない場合には、消費者ホットライン「188(イヤヤ!)」をご利用ください。
 - 消費生活課のホームページで詳細をご確認いただけます。
- ホームページ : <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/r7b/cnt/f535879/>
Facebook (かながわの消費生活) : <https://www.facebook.com/kanagawa.shouhi/>



知っておきたい 消費生活のキーワード



「CCJ」について

国民生活センター越境消費者センター (Cross-border Consumer center Japan: CCJ)

海外の事業者との間での取引でトラブルにあった消費者のための相談窓口です。独立行政法人国民生活センターが運営しています。インターネットでの海外事業者との取引(商品購入、宿泊予約等)や海外での現地取引(旅行先の商品購入、サービス利用等)のトラブル解決をお手伝いします。原則メールで、解決方法のアドバイスや必要に応じて英語翻訳支援等を行います。また、複数カ国の海外の窓口機関と連携しており、必要に応じて海外機関を通じて相手国事業者と相談内容を伝達するなどして海外事業者に対応を促します。

ホームページ: <https://www.ccj.kokusen.go.jp/>

困ったときは、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう



くらし安全防災局くらし安全部消費生活課(かながわ中央消費生活センター)相談第二グループ
消費生活課ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/div/0207/>
Facebook(かながわの消費生活) <https://www.facebook.com/kanagawa.shouhi/>

横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 〒221-0835
電話:045-312-1121(代表) / FAX:045-312-3506